

吹田市開発事業の手続等に関する条例施行規則現行・改正案対照表

は改正箇所

現 行	改 正 案
<p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) } ----- 略 -----</p> <p>(2) }</p> <p>(3) 単身者向住戸 <u>専有部分の面積が40平方メートル未満の住戸（台所、浴室及び便所が設備されているものに限る。）をいう。</u></p> <p>2 ----- 略 -----</p> <p>(<u>単身者向住宅の住戸</u>の面積の範囲)</p> <p>第3条 ----- 略 -----</p> <p>(大規模開発事業構想届出書の添付図書)</p> <p>第4条 条例第12条本文の規定による大規模開発事業構想届出書には、<u>事業区域内の土地の所有者の同意書のほか</u>、次に掲げる図書を添付しなければならない。</p> <p>(1) }</p> <p>5 }</p> <p>(5) }</p> <p>(6) その他市長が必要と認める図書</p> <p>(大規模開発事業事前協議承認申請書等の添付図書)</p> <p>第12条 条例第19条第1項の規定による大規模開発事業事前協議承認申請書又は同条第3項の規定による中規模等開発事業事前協議承認申請書には、<u>事業区域内の土地の所有者の同意書のほか</u>、次に掲げる図書を添付しなければならない。</p>	<p>(定義等)</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) } ----- 略 -----</p> <p>(2) }</p> <p>(3) 単身者向住戸 <u>単身者向住宅の住戸</u>をいう。</p> <p>2 ----- 略 -----</p> <p><u>3 共同住宅の住戸の専有部分の面積の算定は、住戸の壁その他の区画の中心線で囲まれた部分の水平投影面積によるものとする。ただし、バルコニー、パイプスペース、メーターボックス等の面積は、専有部分の面積に算入しない。</u></p> <p>(<u>単身者向住戸</u>の面積の範囲)</p> <p>第3条 ----- 略 -----</p> <p>(大規模開発事業構想届出書の添付図書)</p> <p>第4条 条例第12条本文の規定による大規模開発事業構想届出書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。</p> <p>(1) }</p> <p>5 }</p> <p>(5) }</p> <p>(6) <u>事業区域内の土地の所有者の同意書</u></p> <p>(7) その他市長が必要と認める図書</p> <p>(大規模開発事業事前協議承認申請書等の添付図書)</p> <p>第12条 条例第19条第1項の規定による大規模開発事業事前協議承認申請書又は同条第3項の規定による中規模等開発事業事前協議承認申請書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。</p>

現 行	改 正 案
<p>(1) } 5 } (7) } (8) その他市長が必要と認める図書</p> <p>(変更協議の承認申請を要しない軽微な変更の届出)</p> <p>第18条 条例第25条第1項ただし書の規則で定める軽微な変更は、次に掲げる変更とする。</p> <p>(1) } 5 } (3) } (4) 開発事業者の変更 (5) } 2 }</p> <p>(道路の整備)</p> <p>第23条 条例第30条第3項の規則で定める基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1) } 5 } (7) }</p>	<p>(1) } 5 } (7) }</p> <p>(8) <u>中規模開発行為又は中規模建築行為（低層建築物の建築を目的とする中規模建築行為にあっては、事業区域の面積が500平方メートル以上のものに限る。）を行う場合にあっては、当該事業区域内の土地の所有者の同意書</u></p> <p>(9) その他市長が必要と認める図書</p> <p>(変更協議の承認申請を要しない軽微な変更の届出)</p> <p>第18条 条例第25条第1項ただし書の規則で定める軽微な変更は、次に掲げる変更とする。</p> <p>(1) } 5 } (3) } (4) <u>開発事業者の氏名又は住所（法人にあっては、名称、主たる事務所の所在地又は代表者の氏名）の変更</u> (5) } 2 }</p> <p>(道路の整備)</p> <p>第23条 条例第30条第3項の規則で定める基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1) } 5 } (7) }</p> <p>(8) <u>建築基準法第42条第2項の規定により道路とみなされるものにおいて、別に定める方法により、同項の規定により道路の境界線とみなされる線を明示する</u></p>

現 行	改 正 案
<p>(ごみ置場の整備)</p> <p>第29条 } 2 } -----略-----</p> <p>3 条例第37条第2号に掲げる開発事業で、市長が適当と認めるものにあつては、ごみ置場の設置に代えて、回収容器<u>(移動式のものに限る。)</u>を設置することができる。</p> <p>(住宅の敷地面積等の基準)</p> <p>第31条 -----略-----</p> <p>2 前項の規定の適用については、次に定めるところによる。</p> <p>(1) <u>共同住宅の住戸の専有部分の面積は、バルコニー、パイプスペース、メーターボックス等の面積を除いた面積とし、壁その他の区画の中心線で囲まれた部分の水平投影面積によるものとする。</u></p> <p>(2) 前項第1号の規定は、住宅の建替えをする場合については、適用しない。</p> <p>(3) 敷地が前項第1号の規定による敷地面積の最低限度の異なる2以上の用途地域にわたることとなる場合の敷地面積の最低限度は、同号アからウまでに定める面積に各用途地域内の敷地面積の敷地面積に対する割合を乗じて得た面積を合計した面積とする。</p> <p>(4) 前項第1号又は第2号の規定による敷地面積の最低限度又は家族向住戸の専有部分の面積の平均は、市長がやむを得ないと認めるときは、別に定める基準により、これらを下回る面積とすることができる。</p>	<p>こと。</p> <p><u>2 前項各号(第8号を除く。)に掲げる基準は、建築基準法第42条第2項の規定により道路とみなされるものについては、適用しないことができる。</u></p> <p>(ごみ置場の整備)</p> <p>第29条 } 2 } -----略-----</p> <p>3 条例第37条第2号に掲げる開発事業で、市長が適当と認めるものにあつては、ごみ置場の設置に代えて、回収容器を設置することができる。</p> <p>(住宅の敷地面積等の基準)</p> <p>第31条 -----略-----</p> <p>2 前項の規定の適用については、次に定めるところによる。</p> <p>(1) 前項第1号の規定は、住宅の建替えをする場合については、適用しない。</p> <p>(2) 敷地が前項第1号の規定による敷地面積の最低限度の異なる2以上の用途地域にわたることとなる場合の敷地面積の最低限度は、同号アからウまでに定める面積に各用途地域内の敷地面積の敷地面積に対する割合を乗じて得た面積を合計した面積とする。</p> <p>(3) 前項第1号又は第2号の規定による敷地面積の最低限度又は家族向住戸の専有部分の面積の平均は、市長がやむを得ないと認めるときは、別に定める基準により、これらを下回る面積とすることができる。</p>

現 行	改 正 案
<p>(駐車施設の整備)</p> <p>第34条 } 3 } -----略-----</p> <p>4 条例第47条第2項の規則で定める基準は、次のとおりとする。ただし、<u>機械式</u>の駐車施設については、この限りでない。</p> <p>(1) } 3 } -----略----- (4) }</p>	<p>(駐車施設の整備)</p> <p>第34条 } 3 } -----略-----</p> <p>4 条例第47条第2項の規則で定める基準は、次のとおりとする。ただし、<u>機械設備その他の市長が別に定める設備を使用する</u>駐車施設については、この限りでない。</p> <p>(1) } 3 } -----略----- (4) }</p>